

# 医療法人社団 健松会

## 新赤坂クリニック青山治験審査委員会標準業務手順書

### 補遺

標準業務手順書の見直しを行い、次回の改訂までの間、下記の通り読み替えることにより、標準業務手順書に本補遺を適用する。

対象	旧	新
第1章 5. 治験審査委員会の運営 4) 委員長及び副委員長の責務 (1) ②	治験審査委員会事務局が作成した「治験審査結果通知書（書式5）」の内容を <u>確認し、記名押印または署名する。</u>	治験審査委員会事務局が作成した「治験審査結果通知書（書式5）」の内容を <u>確認する。</u>
第2章 11. 審査結果通知書の作成及び報告 1)	治験審査委員会事務局は、「治験審査結果通知書（書式5）」を作成し、委員長（または副委員長）の <u>記名押印または署名を取得した後、実施医療機関の長に提出する。</u>	治験審査委員会事務局は、「治験審査結果通知書（書式5）」を作成し、委員長（または副委員長）の <u>確認後、実施医療機関の長に提出する。</u>
第2章 12. 書類への押印	なし	<u>12. 書類への押印</u> 書類の押印について、 <u>省略することも可能であるが、押印することも妨げない。</u>
第2章 13. 配布	<u>12. 配布</u>	<u>13. 配布</u>
第2章 14. 作成・改訂の経緯	<u>13. 作成・改訂の経緯</u>	<u>14. 作成・改訂の経緯</u>

以上

西暦 2025 年 4 月 1 日

医療法人社団 健松会 新赤坂クリニック青山治験審査委員会

院長 松木 隆央

